

人と動物の共生社会推進事業に係る広報業務委託

企画提案募集要項

令和4年4月

山梨県福祉保健部衛生薬務課

目 次

1	人と動物の共生社会推進事業の概要と提案を求める理由	1
2	業務の内容	
	(1) 名称	1
	(2) 委託内容	1
	(3) 予算上限額	1
	(4) 契約期間	1
3	企画提案に係る日程	1
4	企画提案の参加資格	
	(1) 提案参加資格	2
	(2) 参加表明書及び添付書類	2
	(3) 参加表明書の提出期限	2
	(4) 参加表明書の提出場所	2
	(5) 参加表明書の提出方法	2
5	企画提案に係るスケジュール	
	(1) 企画提案説明会	3
	(2) 質問の受付	3
	(3) 企画提案書・見積書の提出	3
	(4) 企画提案のプレゼンテーション	4
6	審査及び結果の通知	
	(1) 選考方法	4
	(2) 審査結果の通知	4
	(3) 企画提案の無効	4
7	契約	
	(1) 契約の方法	4
	(2) 契約保証金	4
	(3) その他	4
8	その他	
	(1) 提案のための費用負担	5
	(2) 提案書類の返却	5
	(3) 企画提案書の提出辞退	5
	(4) 秘密の厳守	5
	(5) 担当者の変更	5
9	問い合わせ先	5

1 人と動物の共生社会推進事業の概要と提案を求める理由

動物愛護法では「人と動物の共生する社会の実現」を目的として掲げ、国が施策推進のための動物愛護管理基本指針を定め、県がそれに即した動物愛護管理推進計画を定めている。山梨県動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）においては、人と動物が調和し共生する社会の実現を掲げて施策を推進しており、山梨県総合計画の部門計画にも位置づけられている。

計画では、犬猫の殺処分を限りなくなくすことを目標としているが、殺処分される犬猫のうち、8割以上が飼い主のいない猫から生まれた子猫であることから、猫の無秩序な繁殖を抑えるとともに、収容された子猫の譲渡を促進する必要がある。

これまで県では、猫の譲渡を促進し殺処分を限りなく減らすため、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費補助金や子猫の一時飼養ボランティア支援事業を実施してきた。

令和4年度は、猫の不妊・去勢手術費補助金を大幅に拡充することとし、全ての市町村と連携して取り組みを進め、殺処分数の劇的な減少を目指すこととした。また、財源にはクラウドファンディング型ふるさと納税を活用することとしている。

このため、広く県民に県の取り組みを周知するとともに、動物愛護の意識の向上を図るための効果的な広報について企画提案を求めるものである

2 業務の内容

(1) 名称

人と動物の共生社会推進事業に係る広報業務委託

(2) 委託内容

別紙「人と動物の共生社会推進事業に係る広報業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金 4,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

3 企画提案に係る日程

ア 募集開始	令和4年5月10日（火）
イ 委託業務内容説明会	令和4年5月12日（木）
ウ 参加表明書提出期限	令和4年5月18日（水）
エ 質問票提出期限	令和4年5月23日（月）
オ 企画提案書提出期限	令和4年5月30日（月）
カ プレゼンテーション審査	令和4年6月1日（水）
キ 審査結果通知	令和4年6月2日（木） 発送

4 企画提案の参加資格

企画提案への参加を希望する者は、「(2) 参加表明書及び添付書類」に掲げる書類を提出し、提案参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提案参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき厚生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（厚生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人にあつてはその役員が暴力団員でないこと。
- エ 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成 23 年 4 月 1 日）」や「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成 10 年 4 月 1 日）」に基づく指名停止を受けている日が含まれる者でないこと。
- オ 過去 5 年において、国、地方公共団体、公益法人からの同種又は類似の業務を受託した実績を有する者であること。
- カ 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

(2) 参加表明書及び添付書類

次に掲げる参加表明書及び添付書類を、各 1 部提出すること。

- ア 参加表明書（様式 1）
- イ 誓約書（様式 2）
- ウ 同種・類似業務実績整理票（様式 3）
- エ 実施体制表（様式 4）
- オ 業務担当者（主たる担当者）調書（様式 5）

※会社概要等のパンフレット類がある場合は、それを添付すること。

(3) 参加表明書の提出期限

令和 4 年 5 月 18 日（水）午後 5 時まで

提出は平日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年 3 月 27 日条例第 6 号）に定める県の休日を除く日とする。（以下同じ。）

(4) 参加表明書の提出方法

申請書の提出は持参または郵便によるものとし、上記期限までに提出先に必着のこと。

(5) 参加表明書の提出場所

山梨県福祉保健部衛生薬務課 食品衛生・動物愛護担当 杉本・千須和
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号 山梨県庁本館 5 階

5 企画提案に係るスケジュール

(1) 企画提案説明会

ア 日時・場所

令和4年5月12日(木) ※時間、場所は別途通知する

イ 企画提案説明会への参加申込み

令和4年5月11日(水) 午後5時までに「9 問い合わせ先」へメール又は電話で申し込むこと。

(2) 質問の受付

ア 質問方法及び送付先

本企画提案及び仕様書に対する質問は、電子メールでのみ受け付けることとし、質問票(様式6)を次のメールアドレスに送信すること。

メールアドレス sugimoto-xwc@pref.yamanashi.lg.jp
chisuwa-zsk@pref.yamanashi.lg.jp

※メールは担当者2名に送付してください。

あて先 山梨県福祉保健部衛生薬務課 食品衛生・動物愛護担当 杉本・千須和

イ 受付期間

令和4年5月10日(火)から5月23日(月) 午後5時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、参加申込者すべてに対し、原則電子メールで行うが、場合によっては閲覧により行う。その場合、次のとおりとする。

(a) 閲覧期間・時間

令和4年5月16日(月)から5月23日(月)

平日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(b) 閲覧場所

福祉保健部衛生薬務課(山梨県庁本館5階)

(3) 企画提案書・見積書の提出

企画提案書は1参加者につき1件のみとし、次により提出すること。

ア 企画提案書

- ・企画提案書(様式7)に、次のような書類を作成し添付すること。
- ・A4版両面印刷、縦型、横書き、左綴じ(A3折込可)
- ・日本語表記で11ポイント以上
- ・委託予定事項の個別の作業スケジュールを示すこと。
- ・その他、仕様書を参照のこと。

イ 見積書

- ・様式は任意とし、税抜価格、消費税、積算内訳を記載すること。
- ・見積額は予算上限額の範囲内とすること。

ウ 提出部数及び提出方法

- ・企画提案書：正本1部、副本6部
- ・見積書：正本1部
- ・持参または郵便により、期限までに提出先に必着のこと。

エ 提出期限

- ・令和4年5月30日（月）午後3時
- ・受付は平日の午前9時から正午および午後1時から午後5時まで
（ただし、最終日は午後3時まで）

オ 提出先

山梨県福祉保健部衛生薬務課 食品衛生・動物愛護担当 杉本・千須和
〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

(4) 企画提案のプレゼンテーション

企画提案に係るプレゼンテーションを次のとおり実施する。

ア 実施日時・場所

令和4年6月1日（水）※時間と場所は別途通知する

イ プレゼンテーションの時間

1社30分（提案書説明20分、質疑応答5分、入退室5分）を予定

ウ その他

- ・提案説明者は、実施体制表に記載した者のうち主担当になる者が行うこと。
- ・プロジェクター及びスクリーンは山梨県で用意するが、自前のプロジェクターの持込みも可能。また、プロジェクターの使用は任意とする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。
- ・プレゼンテーション等で使用する参考資料等は、別途提出を受け付けるが、採点の対象とはしない。

6 審査及び結果の通知

(1) 選考方法

企画提案書及び企画提案のプレゼンテーションの内容及び経費について総合的に審査し、第1位の者を候補者とする。

(2) 審査結果の通知

審査の結果は、審査終了後速やかに参加者あて通知する。なお、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(3) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合、企画提案は無効とする。

ア 本募集要項に定める手続き等に合致しない場合

イ 提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他の不正行為があった場合

7 契約

(1) 契約の方法

第1位の候補者と協議を行い、随意契約により契約を締結する。ただし、第1位の候補者と協議が整わない場合は、次点の者と協議する。

(2) 契約保証金 契約保証金は免除する。

(3) その他 仕様書は、企画提案の内容を踏まえ、変更する場合がある。

8 その他

(1) 提案のための費用負担

企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。

(2) 提案書類の返却

提出された書類は返却しない。

(3) 企画提案書の提出辞退

参加表明後に企画提案書の提出を辞退する場合は、「不参加表明書（様式8）」によるものとし、企画提案書の提出期限までに提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取り扱いはしない。

(4) 秘密の厳守

提案により知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。

(5) 担当者の変更

やむを得ない理由により、配置予定担当者が業務完了までの間に変更となる場合は、事前に県の了解を得ること。

9 問い合わせ先

山梨県福祉保健部衛生薬務課 食品衛生・動物愛護担当 杉本・千須和

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館5階

電話番号 055-223-1489（直通）又は 055-237-1111（代表）内線 3456・3457

ファクス番号 055-223-1492

メールアドレス sugimoto-xwc@pref.yamanashi.lg.jp

chisuwa-zsk@pref.yamanashi.lg.jp

※メールは担当者2名に送付してください。